

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第 8号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第10号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第12号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第13号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第14号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第15号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算
- 10 議案第17号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
- 11 議案第18号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 12 議案第19号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 13 議案第20号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 14 議案第21号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 15 議案第22号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 16 議案第23号 令和3年度山ノ内町水道事業会計予算
- 17 請願第 1号 「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書」の提出に関する請願
- 18 発委第 1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書の提出について
- 19 発委第 2号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 同意第 1号 山ノ内町副町長の選任について
- 21 同意第 2号 固定資産評価員の選任について
- 22 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 23 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 24 同意第 5号 山ノ内町農業委員会委員の任命に伴う例外規定の適用について

- 25 同意第 6号 山ノ内町農業委員会委員の任命について
 - 26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 27 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 28 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
 - 29 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（11名）

2番	白鳥金次君	9番	渡辺正男君
4番	湯本晴彦君	10番	西宗亮君
5番	高山祐一君	11番	小林克彦君
6番	望月貞明君	12番	布施谷裕泉君
7番	徳竹栄子君	13番	山本光俊君
8番	高田佳久君		

○ 欠席議員次のとおり（1名）

3番 山本岩雄君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤光男 議事係長 田村英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小松健一君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	山本和幸君	消防課長	町田昭彦君
代表監査委員	児玉信治君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(山本光俊君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は11名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

3番 山本岩雄君から欠席の旨、届出がありました。

議長(山本光俊君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、3月17日及び19日の議会運営委員会に、町側から6件、議会側から7件の追加議案等の提出がありました。後刻上程いたしますので、よろしくご審議をお願いします。

1 議案第8号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(山本光俊君) 議事に入ります。

日程第1 議案第8号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第2 議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る3月8日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

それでは、常任委員会審査報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和3年3月19日

山ノ内町議会議長 山 本 光 俊 様

総務産業常任委員長 望 月 貞 明

1. 委員会開催月日 令和3年3月15日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

議案第8号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件 令和3年3月8日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第8号、議案第9号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、若干、審査内容について説明したいと思います。

議案第8号について、改正内容は非常勤の消防団員の給与のうち、まだ改正されていなかった班長、団員、機能別団員の給与をそれぞれ2万5,000円、2万円、1万円に改正するものです。

質疑では、県内市町村の消防団員の給与状況、3年度から消防団の給与は個人口座に振り込まれる予定だが、団員の個人口座の管理状況、活動実績のない幽霊団員の把握の仕方、総務省からの交付額などがありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第9号について、職員の特殊勤務手当の一部を改正する条例の制定ですが、改正内容は、手当の名称を伝染病防疫手当から感染症の予防等作業手当に改正する。また、手当を支給する作業対象を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年）に基づく消毒その他の措置作業と家畜伝染病予防法（昭和26年）に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病など6種の家畜伝染病に関する消毒などの処理作業の2つに分け、さらに、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する特殊勤務手当の特例を加え、これに関する消毒その他の措置作業に従事した場合、1日に1,000円、長時間の場合1,500円を支給するとしたものです。

質疑においては、指定された6種の家畜伝染病の中に、豚熱などが入らない理由、1日の作業時間と長時間の違いなどがありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

皆さん方の賛同をよろしくお願いします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第8号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第8号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第8号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 3 議案第10号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第12号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第13号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 7 議案第14号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第15号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(山本光俊君) 日程第3 議案第10号から日程第8 議案第15号までの6議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長（山本光俊君） ただいまの6議案につきましては、去る3月8日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高山社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高山祐一君登壇）

社会文教常任委員長（高山祐一君） 5番 高山祐一。

それでは、報告させていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和3年3月19日

山ノ内町議会議長 山 本 光 俊 様

社会文教常任委員長 高 山 祐 一

1. 委員会開催月日 令和3年3月16日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

議案第10号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（以上6件 令和3年3月8日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号
いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査経過を若干説明いたします。

議案第10号から15号までは、上位法の改正によるものです。

まず、議案第10号ですが、改正の内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を

改正する法律の施行によるものです。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当等を、附則第7条1項中、新型インフルエンザ等対策特別措置法の中の新型コロナウイルス感染症を、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に改めるものです。

続きまして、議案第11号ですが、介護保険法施行令の規定の見直しと健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、介護保険料の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう所得段階の合計所得金額等の変更と、令和3年度から5年度までを計画期間とする第8期介護保険計画による保険料設定等の改正で、例えば、合計所得金額が200万円未満を210万円未満に、300万円未満を320万円未満に改正するもので、所得が同じなら同じ階層に入るように調整したものです。

議案第12号では、住み慣れた自宅、地域で生活を継続できるように提供されるサービスで、虐待防止のための措置に関する事項、介護の職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動等で就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延防止のための措置、電磁的記録等に関する改正を行うものです。山ノ内町内のこれに関する事業所は6か所であります。

議案第13号では、住み慣れた自宅、地域で生活を継続できるよう、要支援の方を対象に提供する通所介護等であります。町内にはこれに対象する施設は、今はないということです。

議案第14号は、地域包括支援センターの介護支援専門員や、委託を受けた介護支援専門員が、要支援認定者に対し、介護予防サービス計画を策定し、サービス提供機関と連絡調整を行うサービス等であります。要支援1・2の方が対象であります。

議案第15号は、介護支援専門員が、在宅で介護を必要とする者に対し、居宅サービス計画を作成し、サービス提供機関と連絡調整等を行うサービスであります。基準となる政令により居宅介護支援事業所における管理者要件について、人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員が、著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員の管理者としない取扱いを可能とするものです。

議案第10号から15号まで、いずれも全会一致で可決するものと決定いたしました。

以上、皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第10号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第10号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第10号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号から議案第15号について、一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第12号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第12号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第13号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第13号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第14号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第15号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

- 9 議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算
- 10 議案第17号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
- 11 議案第18号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 12 議案第19号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 13 議案第20号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 14 議案第21号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 15 議案第22号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 16 議案第23号 令和3年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（山本光俊君） 日程第9 議案第16号から日程第16 議案第23号までの8議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） ただいまの8議案につきましては、去る3月8日の本会議において、予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

布施谷予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 布施谷裕泉君登壇）

予算決算審査委員長（布施谷裕泉君） 12番 布施谷裕泉です。

それでは、令和3年度予算8議案の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を3月9日から12日までの4日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する2部会での審査を行いました。

審査では、令和2年度予算に付した審査意見に対する現況報告をいただき、審査に入りました。関係資料提出を含む丁寧な対応の下、より深めた審査ができたことにつきましては、改めて感謝を申し上げますとともに、今後に向けてのご協力を改めてお願いする次第でございます。

なお、報告書の1、審査月日から、5、経過につきましては報告を省略させていただきますが、提出いたしました報告書に基づき会議録への記載をお願いいたします。

まず、審査の概要を申し上げます。

3月11日に、予算決算審査委員会全体会議にて採決を行いました。採決結果は、8議案のうち議案第16号、18号、20号の3議案は賛成多数で、また、ほかの5議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

それでは、報告書を朗読いたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和3年3月19日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

1. 委員会開催月日 3月9日・10日・11日・12日
2. 開催場所 役場委員会室
3. 審査議案
 - (1) 議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算
 - (2) 議案第17号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
 - (3) 議案第18号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - (4) 議案第19号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - (5) 議案第20号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - (6) 議案第21号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - (7) 議案第22号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - (8) 議案第23号 令和3年度山ノ内町水道事業会計予算

(以上8件 令和3年3月8日付託)

4. 審査要領

審査に当たっては、常任委員会の組織をもって2部会とし、次の担当区分により部会ごとに関係課等の課長及び係長等の説明を聴し、十分審査の上、部会ごとに意見をまとめ、正副部会長会議、さらに全体委員会をもって討論し結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

(1) 第1部会 (部会長 望月 貞明)

議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算のうち総務産業常任委員会所管に係る費目

議案第17号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算

議案第21号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計予算

議案第22号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算

議案第23号 令和3年度山ノ内町水道事業会計予算

(2) 第2部会 (部会長 高山 祐一)

議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算のうち社会文教委員会所管に係る費目

議案第18号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

議案第19号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第20号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計予算

6. 結果

(1) 審査区分 議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

意見

《共通》

○地域おこし協力隊員が、活動しやすい環境づくりにつとめること。

《総務費》

○地域公共交通を維持するため利用促進をはかるとともに、住民ニーズを踏まえた地域公共交通網形成計画を策定すること。

○移住定住促進は、ターゲットを絞り、さらに実効が上がるよう推進すること。

○地区防災計画策定を推進するとともに、自主防災組織の育成強化をはかること。

《民生費》

○結婚活動応援事業は、地域おこし協力隊員のアイデアを活用し成果が上がるようつとめること。

《衛生費》

○新型コロナウイルスワクチン接種事業は万全を期すこと。

《農林水産業費》

○有害鳥獣被害の減少に向け、対策室を設置し効果的に取り組むこと。

《商工費》

○新型コロナウイルス感染症対応支援事業は、関係者への周知につとめ、地域経済の活性化につなげること。

《土木費》

○老朽化した危険な廃屋解消に向け、対策を講じること。

○湯田中温泉公園整備は、隣接する東小学校を含め、急傾斜地対策を講じること。

《消防費》

○消防団再編に向けては、地域の意見を十分聞きながらすすめること。

《教育費》

○総合型地域スポーツクラブの立ち上げについては、課題を明確にしてすすめること。

(2) 審査区分 議案第17号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

(3) 審査区分 議案第18号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○基金を活用し、被保険者の負担軽減につとめること。

(4) 審査区分 議案第19号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

(5) 審査区分 議案第20号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

- (6) 審査区分 議案第21号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定
- (7) 審査区分 議案第22号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定
- (8) 審査区分 議案第23号 令和3年度山ノ内町水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○東部浄水場の建設には万全を期すこと。

【総括意見】

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種がようやく始まり、収束への期待が持てる状況は生まれつつある。しかし一年以上にわたるコロナ禍での緊急事態宣言の発出や外出自粛要請は、観光産業を基軸とする当町には計り知れない打撃となっている。また、住民の暮らしにも大きな影響を及ぼしている。社会福祉協議会が窓口となっている緊急小口資金（特別貸付）と総合支援資金（生活支援費）は、それぞれ令和3年2月の段階で貸付件数は37件と89件になっている。厳しい状況は続いており、困窮者は増加している。

このような厳しい経済情勢のもと、第6次総合経計画の初年度となる令和3年度一般会計予算総額は、74億5,702万円で5年連続70億円を超える予算となっている。主な要因は、（仮）すがかわふれあいセンター整備など普通建設費と人件費、公債費などの増額であるが、ワクチン接種を含む新型コロナウイルスに関わる事業費の伸びも一因となっている。

(1) 歳入について

歳入では、町税を3億5,915万円（前年度比22.1%）減の12億6,478万円としている。これは例年、町税全体の6割を占める固定資産税において、コロナ禍の影響を考慮した国の軽減対策や新築家屋の減少などで3億227万円（前年度比31.1%）減を見込むほか、同じく3割を占める町民税では個人・法人ともに人口減少やコロナ禍を踏まえ4,190万円（前年度比8.8%）減などとしたことによるものである。ただし、地方特別交付金では固定資産税の減免見込み額の交付を踏まえ3億6,200万円を見込んでいる。

厳しい経済情勢のなか、納税環境は推して知るべしではあるが、町税は町財政の柱であり、税収確保に向けては柔軟な対応のもと、納税者に一層の理解を求められたい。

(2) 歳出について

歳出では、産業・福祉・教育など各分野で34項目の新規事業と28項目の拡充事業を計上している。

産業分野の観光振興では、新型コロナウイルス感染症で大きな被害を受けている旅館・ホテルなど観光関係者支援で「旅行者受診態勢構築事業」の継続や組織維持支援に関する補助事業を予定しているとするが、観光産業存続に向けては機を逸することなく大胆な対応を求めたい。

福祉分野の児童福祉では子育て支援世帯の経済支援として、「出産・育児祝い金」を計上

しており、子育て環境向上に資するよう期待したい。

教育分野の「小中学校教員配置事業」では特別支援教室支援員や専科・教科教員の配置拡充が予定されている。児童生徒に寄り添った教育を進めるには必須であり評価したい。

(3) まとめ

新型コロナウイルス感染症は未曾有の危機と疲弊をつくり出しているが、一方では意識の変化や多くの気づきも感じさせている。喫緊の課題である環境への気づき、グローバル化が生み出した格差など社会課題への気づき、そして健康に対する気づきなど。この4月にスタートする第6次総合計画に掲げる町の将来像は「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土」としている。コロナ以前に戻るのではなく、これを機により良い町に、持続可能なまちづくりに向け町民一丸となって歩み出したい。

以上でございます。

議長（山本光俊君） ただいまの予算決算審査委員長の報告で、審査要領及び経過等省略されました箇所につきましては、委員長の要望どおり会議録に登載するよう配慮します。

これより予算決算審査委員長から報告のありました8議案に対し、一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第16号について討論を行います。

初めに、委員長報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算に対し、反対の立場から討論します。

令和3年度の予算は、第6次総合計画初年度になります。一向に収束を見通せない新型コロナウイルス禍の中で、傷めつけられている町民の暮らし、なりわいをしっかりと支え、守り、支えて、将来に明るい希望の持てる予算でなければならないと思います。そうした観点から、本予算案を検証してみたいと思います。

歳入では、町税が前年度比3億5,915万円減で、新型コロナウイルス禍の影響を大きく受けるものとなっていますが、国による減収分に対する特例交付金3億6,200万円の措置が見込めることから、歳入不足の不安は一定程度解消されます。

地方交付税では3億2,900万円増の24億1,900万円を見込んでいます。ふるさと寄附金は1,000万円増の2億7,000万円を見込みます。今年度の実績からすると妥当な額と思われますが、ふるさと寄附金繰入金は2,171万円増の1億6,161万円となり、その依存度はますます高くなってきています。将来にわたって安定財源として位置づけることには、若干の不安が残ります。

歳出で、評価できる点について申し上げます。

新規事業の農業収入保険掛金補助、出産・育児祝い金創設、SNS情報発信事業、拡充事業での町制度資金、利子補給金の増額、奨学金対応事業積立金増額は、町民生活応援の時宜を得たもので、その効果に期待したいと思います。

問題点についても指摘しておきたいと思います。

まず、介護保険低所得者対策助成金の半額化は、国による介護保険料の低所得者軽減をその理由としていますが、そもそもこの軽減は消費税増税の影響緩和策であり、サービス利用料助成とは全く別のものです。見直しを強く求めたいと思います。

社会体育館については、仮称湯田中温泉公園計画に伴い、解体、設計、調査費が1,000万円計上されましたが、今後の社会体育施設の構想については全くの手つかずです。

国による強引なマイナンバーカード普及促進も賛成できません。中国での500万人個人情報漏えい疑惑が、国会でも取り上げられ問題になったばかりです。マイナンバーカードの入力業務を中国企業に委託していたことがその原因と言われていますが、何でもかんでもひもづけすれば便利というものではありません。デジタル化の名の下に監視社会への道をひた走る今の流れには危機感を覚えます。

地域おこし協力隊員の大幅増員には決して反対ではありませんが、結婚活動応援事業や移住定住促進、移住定住推進、総合型地域スポーツクラブ立ち上げでの活用、これらはいずれも実績が求められる困難な分野であります。安易に丸投げにしたりせず、その活動環境をしっかりと整えサポートしていく構えが必要です。将来町の活性化委に欠かせない人材に育ててくれることを大いに期待したいと思います。

新型コロナワクチン接種事業については、今月の広報やまのうちで情報を流すとしていますが遅過ぎます。しかも、広報は全戸に届けられているわけではありません。全ての住民に情報が行き届く周知方法を考えるべきです。

以上、主な評価できる点、主な問題点を指摘させていただきましたが、全体として不十分な点が多い予算と判断をいたしました。よって、本案には反対をさせていただくものです。

以上です。

議長（山本光俊君） 次に、委員長報告に対し、賛成者の発言を許します。

7番 徳竹栄子君、登壇。

（7番 徳竹栄子君登壇）

7番（徳竹栄子君） 7番 徳竹栄子。

議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算において、賛成の立場で討論させていただきます。

令和3年度の当初予算の編成は、第6次町総合計画の初年度に当たり、町の将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土」の実現に向けての事業が組み込まれました。また、今まだ猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症への対応と地域経済の活性化の両方を見据え、新たな日常の実現に向けての取組も視野に入れた予算案だと感じました。コロナ禍で町

の基幹産業の一つである観光商工業者の売上げ激減で、厳しい経営状況が続く不透明な経済情勢の中で、予算総額74億5,702万4,000円とし、前年度予算より4億3,702万4,000円の増額予算となっている。そして、産業、福祉、教育など各分野で34項目の新規事業と28項目の拡充事業の作成に期待と希望が持てると感じました。中でも、国際交流員、地域活性化起業人、つなぎ人事業、地域おこし協力隊の増員、地域力創造アドバイザーなど外部人材を登用することは、外からの目線、新しい感覚、多種多様な発想でよりよいまちづくりができると期待が持てると考えます。

また、産業分野では、新型コロナウイルス感染症で多大な影響を受けた飲食店、小売店、サービス業への支援にクーポン券事業、観光関係者への支援に旅行者受診体制構築事業、組織維持補助等、企業存続のために力を入れた予算と言えます。さらに国や世界が認める志賀高原ユネスコエコパークを経済発展につなげていく取組、そしてSAVOR JAPANの認定地域として、環境と農業を食でつなぐ取組にも積極的に動きが感じられます。

教育分野では、大切な子供たちの豊かな文化と学び、社会教育活動のため多くの拡充事業が盛り込まれている。そして、新しく創設された出産・育児祝い金、また小中学校卒業祝い金、奨学金貸与事業の拡大等、安心して生まれ育つよう、子供たちのための経済的支援の充実には非常に評価できるものである。

今後期待したいことは、地域公共交通計画策定事業が計上されて、いよいよスタートします。高齢者、交通弱者、観光客等の利用者ニーズに沿った計画となること。もう一つは、令和3年度から新たに危機管理課の設置に伴い新規予算が計上されている。町民と一体となって様々な場面で危機管理体制が整えられ、災害に強い町をつくることを町民の皆様も安心し、また、きっとよい評価をくださると考えます。

今予算は、持続可能な開発SDGsの要素を最大限反映、推進し、実現を目指す第6次山ノ内町総合計画に基づく人口減少、少子高齢化対策の産業活性化を重点的に取り組んでいる予算案と考えます。

よって、賛成討論とさせていただきます。

議長（山本光俊君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立9人で多数です。

したがって、議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第17号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号について討論を行います。

初めに、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

議案第18号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算に対し、反対の立場から討論いたします。

令和2年度は、国保税算定の基礎となる県納付金が仮算定で4億2,361万円、対前年度比84.5%で7,760万円もの減でした。そのため国保税を値下げしましたが、それは全て県への納付金の大幅減によるものだけでした。残高2億6,511万円の基金活用での負担軽減には全く踏み込んでおらず、将来の3方式への移行に向けての段階的資産割見直しも見込まれていませんでした。

令和3年度、今回の予算は、保険税据置きを前提に組まれた予算となっています。仮算定による県納付金は4億1,868万円と、ほぼ前年度水準であることから、保険税据置きとの結論になったと判断しますが、基本的には前年度同様基金活用での被保険者の負担軽減、3方式への移行に向けての段階的資産割見直しにも踏み込んでいません。

平成30年度から県一本化となった国民健康保険ですが、年度当初予算のたびに基金は減る減ると言っていて、減ったためしがないのが我が町の国保会計です。令和元年度で見れば、資産割減額を諮問しておきながら、運営協議会で、据え置いても4,500万円以上の基金取崩しが必要などと、委員さんたちの不安をあおり、異例の据置き答申を得る結果となりました。結局、予算段階で2億2,000万円に減ると説明した基金は、決算では2億5,894万円になりました。令和2年度も予算時点では2億1,700万円に減るとの説明でしたが、今議会の補正では2億4,243万円になり、決算ではどうなるのか分かりませんが、推して知るべし、歴史が証明しています。そもそも県納付金の仮算定に、2%上乗せした金額を基に保険税を算定するというやり方自体に問題があると思います。令和2年度は、2%上乗せで4億3,343万円と見込んだ県納付金です

が、4億2,606万円と、逆に1.2%減となっています。減るときばかりではないでしょうが、最初から2%上乗せはあまりにも理不尽です。県も無責任な仮算定をしているわけではありません。こうした増減には基金で対応するのが筋です。基金はそのためにあります。

長野県保険医協会の2020年度調査によると、県下53町村の基金残高の平均は1億330万円で、2億円以上の基金があるのは5町村のみ、基金なしは3町村となっています。1世帯当たり基金残高で10万円を超えるのは30市町村ありますが、我が町は12万円を超えています。県一本化の中で、これまでのような納付金額に応じた算定だけしかしないのであれば、基金は全く必要ありません。被保険者1人当たり7万円以上にも膨れ上がった基金は、速やかに保険税負担軽減に充てるべきです。

また、令和2年度努力支援制度の減点ペナルティー導入の脅しにも屈せず、県下では24市町村が負担軽減の法定外繰入を行っています。私も繰り返し求めてまいりましたが、国の主導を口実に全く行おうとしない町の姿勢は本当に残念であります。

以上申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（山本光俊君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立8人で多数です。

したがって、議案第18号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第19号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第19号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号について討論を行います。

初めに、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男。

議案第20号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計予算に対し、反対の立場から討論いたします。

令和3年度は、第8期介護保険計画初年度となります。3年に一度の保険料改定の年ですが、据置きということになり、それが前提の予算となっています。保険給付費は17億223万円と、対前年度2,763万円増を見込んでいますが、2年度は、今議会補正で16億4,810万円と、2,650万円減額していますので、これとの比較では5,413万円増えることになっています。元年度決算では15億8,174万円だったことを考えると、2年度も、3年度も多めに見過ぎている感は否めません。基金残高については、第7期最終年度の2年度末には、基金ゼロになるのが本来ですが、今議会補正では4,338万円取り崩しても、1億7,584万円残るということになっています。しかし、この補正予算審議の質問で私が指摘したとおり、保険給付費の減額補正と歳入の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の補正との間に不自然な点があり、最終的に基金取崩し不要となる可能性もあると思われまます。

いずれにしても、第7期の保険料設定は高過ぎたということになります。保険給付費を多く見過ぎるあまり、保険料を多く取り過ぎてしまったというのが実態ではないでしょうか。昨年3月の2年度当初予算の反対討論で、私は第8期の計画はこれまでの反省に立ち給付実績と今後の予測をしっかりと精査し、給付に見合った保険料設定となるよう強く要望しておきますと申し上げました。残念ながら今回の保険料据置きは、私の要望したとおりにはなっておらず、これでは慢性的金余り状態は改善されません。

お隣の中野市では、保険料値下げの方向で議会に提案がされています。基金残高は、現在約2億2,000万円、1人当たり4万4,000円以上にも上ります。そしてこれは、第1号被保険者の皆さんの過大負担分であり痛みそのものです。町には、この痛みに寄り添い保険給付費の精査と的確な見込みを立てることで、給付に見合う思い切った保険料減額に踏み込んでいただきたいと思っています。本当に残念であります。

以上申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

議長(山本光俊君) 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長（山本光俊君） 起立9名で多数です。

したがって、議案第20号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第21号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第22号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第22号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第23号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第23号 令和3年度山ノ内町水道事業会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、議場の換気のため暫時休憩します。

再開を3時15分にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(休憩) (午後 3時06分)

(再開) (午後 3時15分)

議長(山本光俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

17 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書」の提出に関する請願

議長(山本光俊君) 日程第17 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書」の提出に関する請願を上程し、議題とします。

ただいまの請願につきましては、去る3月1日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

それでは、審査結果を報告させていただきます。

令和3年3月19日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

総務産業常任委員長 望月貞明

請願審査報告書

当委員会に付託された請願を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第1号

2. 受理年月日 令和3年2月22日

3. 件名

(請願第1号) 「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書」の提出に関する請願

請願者 中野市中央1-3-8

山ノ内町9条の会 代表 下田収一

4. 付託年月日 令和3年3月1日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査内容について若干説明させていただきます。

2021年1月21日に発効した核兵器禁止条約には、核兵器は破滅的結末をもたらす非人道的兵

器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであるとあります。委員会審査においても、禁止条約と同様に一瞬に多くの生命を奪う核兵器は非人道的で、人類の生存に対する脅威である。また条約には、保有国に核廃絶の枠組みを示しており、反対する理由がないなどの意見がありました。採決の結果、日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書提出に全会一致で採択すべきものと決定しました。

皆さんの賛同をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

請願第1号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

請願第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書」の提出に関する請願は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

18 発委第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書の提出について

議長（山本光俊君） 日程第18 発委第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

望月総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 望月貞明君登壇）

総務産業常任委員長（望月貞明君） 6番 望月貞明。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

発委第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和3年3月19日提出

総務産業常任委員長 望 月 貞 明

令和3年3月 日議決

山ノ内町議会議長 山本光俊

日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書

「核兵器禁止条約」が2021年1月22日発効され、核兵器は、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとし、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さない内容となっています。また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みも示しています。さらに被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望にこたえるものとなっています。

2017年に核兵器禁止条約への署名、批准が開始されて以降、条約署名国は、2021年2月19日の時点で、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86カ国、批准国は54カ国となっています。こうした世界の大きな動きの中で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、いまだに核兵器禁止条約に背を向けています。

日本政府はこうした態度を改め、被爆国として核兵器完全禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に署名、批准するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月 日
内閣総理大臣 様
外務大臣 様

長野県山ノ内町議会議長 山本光俊

以上。

皆さんの賛同をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、発委第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

19 発委第2号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第19 発委第2号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

湯本議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 湯本晴彦君登壇）

議会運営委員長（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦。

それでは、発委第2号につきまして、提案の説明をさせていただきたいと思います。

発委第2号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

当議会は、「山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例」を、別紙のように制定するものとする。

令和3年3月19日提出

山ノ内町議会運営委員長 湯本晴彦

令和3年3月 日議決

山ノ内町議会議長 山本光俊

内容につきましてですが、山ノ内町議会委員会条例（昭和62年山ノ内町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中シをスとし、サの次に次のように加える。

シ 危機管理課に関する事項

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

若干の補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、令和2年12月議会において山ノ内町組織条例の一部改正により危機管理課が設置されることに伴い、議会委員会条例を改正するものです。

以上です。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、発委第2号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

20 同意第1号 山ノ内町副町長の選任について

議長(山本光俊君) 日程第20 同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてご提案申し上げます。

本案は地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

選任同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、山ノ内町大字佐野1477番地2。

氏名、増田隆志。

生年月日、昭和35年4月23日。

任期は令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間です。

提案理由は、副町長小松健一氏の退職に伴い、小松さんと同様、阿部知事に選任要請し、新たに副町長に推薦いただき選任するものです。

増田隆志氏は、山ノ内町の出身で、昭和58年4月長野県に入庁、平成22年4月北信地方事務所地域政策課長に就任、当時山ノ内町観光交流ビジョン策定委員に委嘱し、ビジョン策定にご参画いただきました。平成26年4月県立長野大学準備室長、同課長、平成28年4月木曾地方事務所長、同地域振興局長に選任され、平成31年4月県民文化部長に就任され、サイトウ・キネン財団理事も務められておられます。これまで県政の重責を担ってこられました。直近では、来月リニューアルオープンする長野県立美術館の建設にご尽力されています。入庁以来38年間、長野県職員として多くの重要施策をご担当され、非常に高い識見を有し、一方、ふるさとに対する熱い思いも強く、今後の町政推進において適任であると確信し、副町長に選任ご提案申し上げます。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

以上です。

議長(山本光俊君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第1号を採決します。

同意第1号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、同意第1号 山ノ内町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

2 1 同意第2号 固定資産評価員の選任について

議長(山本光俊君) 日程第21 同意第2号 固定資産評価員の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 同意第2号 固定資産評価員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、前職の辞任に伴い、地方税法第404条第2項の規定により、新たな固定資産評価員の選任について議会の同意をお願いするものでございます。

選任同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、山ノ内町大字佐野1477番地2。

氏名、増田隆志。

生年月日、昭和35年4月23日。

任期は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までです。

理由は、現職の副町長である小松健一氏が、令和3年3月31日をもって辞任されるため、後任の副町長を選任するものでございます。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長(山本光俊君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第2号を採決します。

同意第2号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、同意第2号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

22 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

23 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（山本光俊君） 日程第22 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について及び
日程第23 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを上程し、議題とします。
提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第3号及び同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
ご提案申し上げます。

最初に、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会
委員の選任について議会の同意をお願いするものでございます。

選任同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、山ノ内町大字夜間瀬735番地。

氏名、山崎廣一。

生年月日、昭和23年1月20日。

任期は、令和3年4月3日から令和6年4月2日までの3年間の任期でございます。

理由は、任期満了により再任をお願いするものでございます。

次に、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご提案申し上げます。

本案につきましては、任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評
価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものでございます。

選任同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、山ノ内町大字平穏4954番地5。

氏名、小林一。

生年月日、昭和28年10月15日。

任期は、令和3年6月17日から令和6年6月16日までの3年間であります。

理由は、任期満了により新たに選任するものでございます。

以上、同意議案2件について一括してご提案申し上げます。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議題ごとに討論、採決を行います。

同意第3号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第3号を採決します。

同意第3号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

同意第4号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第4号を採決します。

同意第4号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

24 同意第5号 山ノ内町農業委員会委員の任命に伴う例外規定の適用について

議長（山本光俊君） 日程第24 同意第5号 山ノ内町農業委員会委員の任命に伴う例外規定の適用についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第5号 山ノ内町農業委員会委員の任命に伴う例外規定の適用についてご説明申し上げます。

農業委員会委員の任期満了に伴い、公募や推薦の方法により、新たな農業委員会委員を選出しましたので、農業委員会等に関する法律に基づく要件を満たすための例外規定の適用について、あらかじめ議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、農林課長から補足説明をさせます。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） 同意第5号 山ノ内町農業委員会委員の任命に伴う例外規定の適用について、補足の説明を申し上げます。

農業委員会委員につきましては、4月14日をもって任期満了となるため、農業委員会等に関する法律に基づき、公募や推薦の方法により、新たな農業委員会委員を選出いたしました。農業委員会委員の任命に当たりましては、同法第8条第5項の規定により、委員の過半数を認定農業者とすることとされております。農業委員会委員の過半数に達しない場合は、例外規定である農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、過去に認定農業者であった者、人・農地プランの中心経営体など認定農業者等に準ずる者を加えて過半数とすることについて、議会の同意を得る必要があることから、あらかじめ同意をお願いするものでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第5号を採決します。

同意第5号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、同意第5号 山ノ内町農業委員会委員の任命に伴う例外規定の適用については、原案のとおり同意することに決定しました。

25 同意第6号 山ノ内町農業委員会委員の任命について

議長（山本光俊君） 日程第25 同意第6号 山ノ内町農業委員会委員の任命についてを上程し、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、2番 白鳥金次君、9番 渡辺正男君の退席を求めます。

（2番 白鳥金次君、9番 渡辺正男君退席）

議長（山本光俊君） 提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第6号 山ノ内町農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

農業委員会委員につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、町長が議会の同意を

得て任命することとされております。このたび山ノ内町農業委員会委員の任期が、この4月14日をもって満了となりますので、提案いたしました14名の方の農業委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、農林課長から補足説明をさせますので、十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） 同意第6号 山ノ内町農業委員会委員の任命について、補足の説明を申し上げます。

本案につきましては、任期満了に伴う委員選出において、町長が委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

なお、別紙に名簿をおつけしてございます。

そこで、委員の選出であります。地域の農業者や農業団体、女性団体等からの推薦、また公募により届出のありました候補者について、山ノ内町農業委員候補者評価委員会の評価結果を踏まえ、佐藤次雄さん、上原仁さん、白鳥金次さん、藤浦忠広さん、望月美知子さん、湯本浩さん、下田和浩さん、福井敏彦さん、渡辺輝子さん、山本善孝さん、齊藤蝶次郎さん、湯本貴文さん、北原元明さん、小池俊治さんの14名を任命したく提案したものでございます。

以上でございます。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第6号を採決します。

同意第6号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、同意第6号 山ノ内町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

2番 白鳥金次君及び9番 渡辺正男君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

（2番 白鳥金次君、9番 渡辺正男君復席）

26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

27 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

28 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

29 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（山本光俊君） 日程第26から日程第30までの5件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（山本光俊君） ここで、先刻、新副町長の選任同意がされましたが、3月31日をもって退任されます小松健一副町長からご挨拶をいただきたいと思います。

小松健一副町長、登壇し、ご挨拶をお願いします。

（副町長 小松健一君登壇）

副町長（小松健一君） このたび、3月31日をもちまして副町長を退任することになりました。

2年間の勤務でございましたが、議員の皆様から賜りましたご厚情に心より感謝申し上げます。

これまで、竹節町長の下で職員の皆さんと一緒に様々な課題に取り組んでまいりました。ユネスコエコパークにも指定された豊かな自然を守り、育て、観光、農業、教育などに幅広く生かす取組の中に、先人から継承した資産とをさらに発展させ、未来を切り開いていこうという山ノ内町らしい自信と誇り、そして絆を見た思いがいたしました。私は、4月から長野県職員に戻る予定でございますが、町での経験を糧に仕事に取り組むとともに、立場は変わりますが、町を応援してまいりたいと思います。

結びとなりますが、議員の皆様のご健勝と、なお一層のご活躍、そして山ノ内町がコロナ禍を乗り越え、ますます発展されることを心よりお祈り申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（山本光俊君） 2年間、大変ご苦労さまでした。退任されても健康には十分ご留意をいただき、町勢発展のために、今後とも引き続き県と山ノ内町の橋渡し役としてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本当にご苦労さまでした。

議長（山本光俊君） 次に、新たに副町長に選任同意されました増田隆志君がお見えですので、ご挨拶をいただきたいと思います。

増田隆志君、ご入場ください。

（新副町長 増田隆志君入場）

新副町長（増田隆志君） 来る4月1日付で副町長を拝命することとなりました増田隆志でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

山ノ内町で生まれ育ち、今も暮らしております私にとって、地元のために仕事ができる機会を頂戴いたしましたこと、大変幸いなことでございます。本議会にご提案をいただきました竹節町長、そしてご議決を賜りました議員の皆様にご心より御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

仕事に就くに当たりまして、地元でありながら知らないことばかりと改めて強く感じているところでございます。改めて勉強しながら町長を支え、山ノ内のために微力ではございますが、全力を尽くす所存でございます。議員の皆様におかれましては、何とぞご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（山本光俊君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（山本光俊君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月1日から本日までの19日間の会期でありましたが、一般質問においては8名の議員が登壇され、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の対応や産業振興、教育など、町の諸課題について様々な見地から活発な論戦が展開されました。

議案審議では、令和3年度当初予算や、令和2年度補正予算をはじめ、条例の改正など数多くの重要案件についてご審議をいただきました。とりわけ新年度予算の審査に当たりましては、予算決算審査委員会において慎重かつ真剣に審査をいただき、厚く御礼を申し上げます。

提出されました審査意見はもとより、本会議、委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

可決した予算がより効果が上がり、住民益をもたらすよう、町、議会、そして住民が一体となってまちづくりが推進されますようお願い申し上げます。

1都3県に出されていた緊急事態宣言は、21日の期限で解除されることとなりましたが、新型コロナウイルス感染症は再び増加の兆しが見えており、気の緩みからくるリバウンドが懸念されています。一方では、収束へ向けワクチン接種が進められていますが、全町民が接種できる状況になるまでには、まだ少し時間が必要です。引き続き感染予防に努め、4月1日の聖火リレーを無事実施し、オリンピック開催へ向けて機運を高めていきたいと思ひます。皆様のご

協力をお願いいたします。

本日ここに、無事閉会を迎えられることを改めて感謝申し上げますとともに、議員・理事者・管理職各位に重ねて御礼を申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（山本光俊君） 町長から、閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 令和3年第1回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、3月1日から19日間の会期中、2日間の一般質問では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種や支援策についてなど、活発なご意見とご議論をいただきました。

また、令和3年度一般会計をはじめ特別会計など、予算関連の議案、条例改正など、全ての議案を原案どおりご承認いただきありがとうございます。

3月11日は東日本大震災、翌12日は長野県北部地震からそれぞれ10年がたち、テレビや新聞などで当時の映像や10年の歩みとともに、被災者や関係者の思い、復興に向けて頑張っている様子やボランティアの活動状況などが伝えられました。当時の映像を見ると、今でも生々しく、震災の悲惨さや恐ろしさが感じられ、改めて行政や個人での防災対策の大切さを実感します。行政として今まで以上にハード・ソフト両面の防災対策に万全を尽くすべく、4月1日より、新たに県下の町村では上松町に次いで2番目となる危機管理課を組織し、住民や観光客の安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

延長に延長を重ねた関東1都3県のコロナ緊急事態宣言も3月21日で解除するとの菅総理の記者会見があり、いまだ収まらない新型コロナ、新たな変異コロナにワクチン接種やマスク、手洗い、飲食マナーの下、当町の観光振興には欠かせないG o T o トラベルの一日も早い復活を強く望みます。

日本観光振興協会の久保田理事長より、国土交通省へG o T o トラベルの復活要望をしてほしいとの要請を受け、県の中村観光部長にその旨を伝えたところ、阿部知事が発起人となり、全国知事会に働きかけるとのことでした。町としても同調し、また日本観光再生宣言にも賛同登録して、観光の再生に努めてまいります。

3月24日には、環境省の中井事務次官、正田官房長、鳥居局長、ANA総研の岡田社長、日本政府観光局の清野理事長等に面会し、ウイズコロナに対応した町の観光振興支援について懇談してまいります。

今年もコロナ禍の影響で、一生に一度の町内5保育園の卒入园式、3小学校の卒入园式及び中学校の入学式で来賓等は遠慮され、子供たちと保護者のみの開催となりました。なお、3月

18日の中学校卒業式は、義務教育最後ということで私も出席し、未来ある子供たちの旅立ちを祝してまいりました。

時代の流れといひましようか、消防団の在り方が検討され、昼間の火災対応にと役場職員による消防隊の創設要望をいただいた結果、3月31日で消防団ラッパ隊を解散し、4月1日、新たに「消防団役場部」を10人体制で発足します。

4月8日には、参議院長野県選出議員補欠選挙が公示され、4月25日が投開票となります。大切な国政選挙であり、国政に託す大切な1票、投票率向上や公正な選挙に向け、選挙管理委員会とともに万全を期してまいります。

最後になりましたが、季節の変わり目、間もなく新年度を迎えますが、第6次総合計画「未来に羽ばたき 夢と希望のある 健康な郷土」を基本に議決いただきました予算執行を通して、福祉や教育の充実、産業振興、安心・安全なまちづくりに努めてまいりますので、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、町行政に対して従前にも増して、ご理解、ご協力を賜りますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（山本光俊君） これにて令和3年第1回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。

議員・理事者・管理職各位に申し上げます。

お疲れのところ恐縮ですが、4時10分から議会全員協議会をこの場で開催いたします。よろしく願いたします。

(閉 会)

(午後 3時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

山ノ内町議会議長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員